

屎尿取引からみた都市・農村関係の変容

—1920～1930年代の広島市を事例として—

遠城 明雄*

Akio ONJO

Some Changes of the Urban - Rural Relationships in the Circulation of Human Excreta:
A Case of Hiroshima City during 1920s-1930s

1 はじめに

人間社会とその排泄物の関係は、地域ごとに多様であり、またその変遷も複雑である。たとえば、日本を含む東アジア地域では、排泄物は長年にわたって農業、特に都市周辺の農業の肥料源としての役割を果たしてきた一方で、ヨーロッパ社会においては、肥料という価値物と伝染病などを媒介する故に処理されるべき汚物という二つの評価の間を揺れ動き、後者の位置づけが支配的になったとされる (Rockefeller 1998)。ただし、近代イングランドではその肥料資源としての価値をめぐって議論があり (Goddard 1996)、実際に排泄物を肥料として積極的に利用していた地域も存在した (三俣 2009)¹⁾。

先行研究が指摘するように、日本では1910年代以降、米価の下落、都市拡大に伴う農地減少、農業労働力の流出、人造肥料の利用増加による下肥の価値の下落傾向、若年層の農業労働の忌避など、複数の要因が重なることで、多くの労働力投入によって成り立っていた屎尿という物質をめぐる地域的循環が滞り始めることになった²⁾。このため都市周辺の豪農や農会関係者、自・小作農らは組合や団体を結成して、時に汲取の拒否を掲げて都市側に汲取代の値下げを求める交渉を開始し、それは「糞(屎)尿攻め」と表現される事態を都市に招く場合もあった(西日本文化協会 1986; 吉良 2002)。これ以前も値下げ交渉は行われていたが、農民側が妥協を余儀なくされることが多かったとされる。その理由の一つとして、農民や屎尿仲買人らと家主・地主は個人間で契約を結んでおり、人屎尿が主な肥料であった時代に、農民たちはより条件の良い汲取先を求めて競争関係にあったことが挙げられる(福岡市史編集委員会 2015)。しかし、この時期に都市と農村の関係は新たな段階を迎えており、農民は汲取という重労働

とそれに対する蔑視の体験なども踏まえて、農村と都市を対立関係に位置づけることで、農村内の協力と団結の必要性を認識し、さらに不在地主と小作という階級対立をより強く意識することにもなった。

一方都市側では、農繁期の汲取の遅滞などによる衛生問題の発生と市の財源確保という二つの文脈で、処分の市営化および下水方式による処分が検討されるようになった。ただし、役所や学校、公共の便所などの屎尿については有償払下げにより市の歳入の一部となっていたが、借家人など都市住民の排泄した屎尿は家主・地主層の収入源となっていたことから、大阪市では市営化をめぐる土着有力者層と行政の間で対立が生じている(松下 1988)。1910年代後半以降、上述の理由から、多くの都市で市営化と下水による処理などが課題となるが、経済変動の影響などもあって、屎尿はその経済的価値を維持しており、特に不景気になると都市近郊農業地域での需要が増大する場合もあった。1930年に汚物処理法の改正で自治体が屎尿を処分することになるが、財源の制約などに加えて、都市化と周辺農村の状況、従来の慣行との関係性などに規定されることで、行政による屎尿処分の再編成は紆余曲折を経て進んでいくことになる。

大阪市立衛生試験所長であった藤原九十郎³⁾が行った調査によると(藤原 1928)、六大都市で大正末迄に市営汲取を実施していた市は、名古屋と神戸で、残りの東京、大阪、京都、横浜は応急的な対応でその実施範囲も限定されていた。市営化がいち早く実施された名古屋市については、市営化の開始とその背景、下水処理の挫折と農村への屎尿販売の存続、農家の利用実態などが明らかにされている(木村 2011、湯澤 2017、星野 2018)。また東京と大阪に関しては、星野がその一連の研究(星野 2008a、2008b、星野 2014a、2014b)のなかで、屎尿処理の

* 九州大学 大学院 人文科学研究院

有料化、下水処理の限界とその問題点、受託事業による問題の解決、流通網の拡大過程などの検討を通じて、下水方式による処理が困難であった時期に、行政が部分的に処理施設を整備して、農民や農会、民間業者などの利益と調整を図りながら、尿尿を処分していた過程を論じている。

このように都市と農村間での尿尿の循環をめぐる諸問題は、1920年代以降の資本主義発展に伴う都市・農村関係の変容過程、特に農民各階層の行動と意識、インフラストラクチャー整備をめぐる都市行政と住民各階層の関係、都市支配構造の再編などを理解するうえで、ひとつの有効な切り口を与えてくれる問いである⁴⁾。しかし、六大都市以外の研究をみると、横須賀市における市営化とそれをめぐる農民の動向(吉良2013)などの研究が積み重ねられているが、この時期の都市化が日本社会に及ぼした影響を踏まえると、さらなる検討が必要であると思われる。

本稿は、1920年代から30年代の広島市を対象に、尿尿をめぐる都市と農村の関係の変容と市営化の動向について、部分的な検討を行うものである。なお同時期に尿尿と同様に重要な都市問題となっていた塵芥処理についても、断片的ではあるが取り上げる。1925年時点で六大都市以外の人口5万人以上の「内地都市」の中で、門司市⁵⁾、広島市、呉市などで行政が尿尿処理に何らかの形で関与していたとされており、その展開を明らかにすることは当該期の都市化の諸相を理解する上で、一定の意味を有すると思われる(藤原 1928)。

広島市における尿尿問題については、1910年代後半以降、広島県内で農民運動が活発化し地域的にも拡大するなかで、広島市と福山市で従来まで見られなかった農民の運動目標として、「下肥」値下げが要求されていたことが、すでに天野(1984)によって指摘されている。しかし、この運動の具体的な展開や背景となる都市と農村の関係の変容などについては明らかにされていなかった。本稿では、農民組合による値下げ運動と尿尿処理の市営化の動向を、当該期の地域変容と関連づけながら、検討することにした。

第五師団が置かれた広島市の場合、日清戦争時に大本営が設置され、軍用水道と接続する形で異例の早さで上水道が完成する(1898年8月)など、その都市形成は軍隊および戦争の影響をさまざまな形で蒙りながら、進んできた(松下 2013、布川 2014)。そこで尿尿問題に現れた1920年代の軍隊と地域社会の関係の変化についても、情報がきわめて限られているため他都市の事例を含めて、考えてみることにする。

II 尿尿問題の発生

1. 芸陽市町村農会聯合会

1930年1月、前年4月に広島市に編入されたばかりの佐伯郡草津町は、「芸陽市町村農会聯合会」から尿尿買入について従来の取引契約の見直しを求められた。その内容は次の通りである。

尿尿ノ処置ニ付謹告

吾人ハ大正八年時勢ノ進運ニ伴ヒ、尿尿ノ処置ニ関スル改善ノ必要ナルヲ認メ、広島市ヲ中心ニ安芸、佐伯、安佐ノ三郡ノ同人相計リ芸陽市町村農会聯合会ヲ組織シ、過渡期ニ於ケル一時的対策トシテ僅少ノ汲取料ヲ支出シテ之レガ処理ノ完全ヲ期シツツ来リ、既ニ本年ノ如キ大多数ハ無料トシテ汲取り契約ヲ完了セリ、然ルニ草津町ニ於ケル尿尿ノ如キハ因襲ノ久シキニ因ハレ、汲取人ガ徒ラニ尿尿代金ヲ支払ツツアルハ、実ニ時代錯誤ノ甚シキモノアリ

本会ハ急劇ニ慣習ヲ打破センコトハ弊害ノ伴フヲ保シ難キ憂アリ、須ラク漸進的ニ理想ニ向ツテ歩ヲ進ムベキハ、最モ穩當ニシテ安全且ツ円満ナル措置ナリト信シ、草津町ニ対シ特例ヲ設ケ本年度ヨリ左記ノ通り実行ヲ期ス

茲ニ各位ノ御了解ヲ乞フ

左記

昭和五年家肥買入契約ニ関スル方法

- 一 本年ヨリ家肥一人ニ付參拾錢以下ニシ、之以上ハ支払ハザルコト
但シ拾五歳以下ハ之ヲ省クコト
- 二 契約ハ昨年ノ契約ヲソノママ本年モ契約シ、旧拾二月末日迄ニ直接取定メ決シテ他人ノ契約ヲ邪魔セザルコト、若シ不用ノ箇所又ハ改築移転等ノ事故ヲ生ジタル時ハ、地方幹事若クハ当事務所ニ申出ヅルコト
- 三 手数料ハ家肥壹人ニ付五錢ノ割合トシ、毎年壹月拾五日迄ニ地方幹事ニ渡スコト
但シ無料ニテ貰受ケタル家肥ト雖モ必ず納付スルモノトス
- 四 需用者ハ汲取其他取扱上ニハ、兼テ協定シタル通り平素ヨリ注意シ、不誠意ノコトナク家主ニ対シ感情ヲ害スルコトナキ様、特ニ一層各自ニ注意スルコト、若シ不行為アリタルトキハ、他ニ汲取方ヲ転換スルコトアルベシ、需用者ハ契約者ニ対シ必ず住所氏名ヲ明示シ置ク事

附記

昭和六年度ヨリハ汲取契約ハ新曆ヲ以テ取定ムル事

昭和五年一月

広島市立町

芸陽市町村農会聯合会⁶⁾

契約内容を見ると、誰がどの家の尿尿を汲取るかは、まだ農家と家主の直接的な契約に任されておられ、連合会(地方幹事)の主な役割は汲取が不要な家が出た場合などの処理であったがわかる。農家側が汲取代(30銭以下)を支払う契約が残っていた理由は不明だが、無料で汲取が一般化していた広島市に編入されたことで、慣行の変更が求められたのであろう。この資料から、広島市では米騒動の翌年1919年に、都市周辺の農民たちが従来の尿尿取引の慣行を改善すべき問題と認識して団体を組織し、都市側(家主・地主)と契約変更を目指して団体交渉を開始したことが確認できる。

ただし、広島県において尿尿の取り扱いが地域問題となったのはこれが最初ではなかった。これ以前にも米価の変動や凶作などの理由から尿尿の値下げ要求があったと推測されるが、それ以外でもこの問題が都市住民と農民の日常生活を脅かす場合があった。伝染病の流行である。例えば福山市では、1916年9月にコレラが流行した際、尿尿を汲取っていた沼隈郡草戸村などに対して、沼隈郡長が汲取禁止を命じた。農民の中には、今後安価な尿尿を福山市から供給されなくなることを懸念する者もいたが、沼隈郡の東部10ヶ町村は共同で見張所を設置して尿尿利用の禁止を決定した。このため福山市側は尿尿汲取をこれらの町村に依頼し、東部10ヶ町村では再度協議を行っている(『芸備日日新聞』1916年9月22、27日)7)。このように平時と伝染病流行時、中長期と短期で、尿尿の価値が一時的に「有価物」から「危険物」に逆転する点も、社会の生産・再生産における尿尿という物質の価値と位置をより複雑なものにしていたと言えるだろう。

さて、芸陽市町村農会聯合会は草津町に対して急激な慣行の変更を望まないとしているが、聯合会による運動は実際にどのようなものであったのだろうか。現在のところこの団体について他の資料を発見できていないため、以下では新聞資料に依拠して、不十分ではあるが、その活動を辿ることとする。聯合会が組織された1919年に戻ることしよう。当時

の広島県における下肥利用について、佐伯郡農業技手による試算がある。それによると、1918年の広島県全体における尿尿の年間排泄量は、約15,896,110貫で、1貫を3.75kgすると、59,610,412kgであった。この尿尿に含まれる窒素、リン酸、カリウムの成分量とその価格を合計すると、約8,178,092円になるとされ、技手は尿尿の貯蔵方法を改良してその経済的価値を高め、食料増産につなげることを訴えており、尿尿は重要な肥料源のひとつに位置づけられている(『中国新聞』1919年11月21日)。

1919年12月に「広島市外三郡共同販売購買組合」という団体が尿尿仲買人に対して協議会の開催を要求し、広島市をめぐる尿尿汲取について交渉が行われることになった。おそらく先の11月21日付の新聞記事も、この問題を喧伝する意図があったのではないかと思われる。同月18日午後1時から中島新町善福寺で開催された会合には、組合側交渉委員10数名と仲買人30余名が出席し、協議の結果、次の事項が決定されている。

協議の結果

- 一、 総■尿尿代金の計算は現住人口に依り戸内に於て増減ある時は年末に決算する事
- 二、 農業者は決して自由購入をせざる事、必ず世話人に依る事、但し五歳未満は無料とす
- 三、 料金は契約の際全納する事
- 四、 四、 幹旋人の手数料は契約成立の際、市内東部は需用者より五歩、供給者より三歩、中部は需用者及び供給者より各々五歩、西部は需用者及び供給者より各々四歩を世話人に支払う事
- 五、 九年度の尿尿代金は八年度と同額とする事
- 六、 尿尿の買受者は前年度の買受先を引続き買受くる事とし、他人の買受先を侵す事を得ず、但し供給者又は買受者の都合に依り変更を要する場合は委員と協議の上之を定むる事

(『中国新聞』1919年12月20日)

この「広島市外三郡共同販売購買組合」が「芸陽市町村農会聯合会」の前身の組織に当たると考えられるが、安佐、安芸、佐伯の三郡の全村が購買組合に参加していたか、またその指導者は誰か、といった組合の基本情報や組合と聯合会の異動などについては不明な点が多い。この三郡の一部および島嶼部は蔬菜地帯を形成しており、大根、漬菜、人参、ごぼう、ねぎ、茄子などの栽培が盛んで、市内にとどまらず、呉市などの中国地方や京阪神と九州にも移出されており、特に安佐郡川内村と緑井村などは広島県の産

地として知られていた（広島商業会議所 1926）。尿尿は重要な肥料源になっていたのである。

当時の広島市内の汲取について、農家側と家主側は1年単位で随意契約しており、毎年1月初旬に契約が更新されていたという。農家が直接家主と交渉して汲取を行う方式もあったと思われるが、組合側が仲買人と交渉していることから、当時は需用者である農家と供給者である家主・地主の間で尿尿取引を担っていた仲買人の役割が大きかったと考えられる。農家が尿尿を自由に購入しないという取り決めは、農家間の競争を規制するのみならず仲買人の力を維持するためのものでもあったのだろう。仲買人が世話人・斡旋人の仕事を行っていたかはわからないが、供給者側から需用者側へ尿尿を販売することで、仲買人は年間500円から3,000円程度の収益を得ているとの報道もある（『中国新聞』1922年1月17日）。後述するように、農家による組合結成の目的のひとつには、尿尿取引から仲買人を排除することがあった。

尿尿代金について、前年度と同額とされていることから、値下げが協議されたと思われるが、まだ組合側の交渉力や戦術が充分ではなかったのだろう。中央部の手数料が他地区と比較して若干高い点や西部の場合に需用者の負担が軽いことは、搬出の距離や時間など汲取に関わる労力の相違などを反映していると考えられる。西部地区は主に安佐郡内の農家と契約を結んでいるなど（『中国新聞』1922年1月13日）、市内の各地区はそれぞれ近接の農家と売買契約を結んでおり、地区により仲買人の役割などに相違があったのかもしれない。また都市化の進展の地域的差異なども契約内容に影響を及ぼしていたと思われる。

さて翌年から契約更新の時期を迎えると、購買組合側は汲取代の値下げを要求し、地域住民、とりわけ借家人は、時に「糞攻め」と表現される事態に直面するようになった。1920年12月の場合、組合は米価暴落などを理由に前年比で4割の値下げを求め、実現されない時は翌年1月5日まで汲取を行わないことを決定するなど、より強硬な戦術を取るようになり、特に安佐郡の一部農民が、「広島市の糞尿は本年以後三ヶ年間即ち大正十二年迄は購買するが、夫れ以後は断然購買を中止する」（『中国新聞』1921年1月23日）との決議を行ったと報じられている。

ただし、農家間の取り決めとして他の農家が契約している家主に対する購買交渉を禁止し、違反者には50円の違約金を課していたことから、下肥獲得をめぐる農家間の競争がまだ激しかったことがうかが

える。またこうした「不汲」の戦略は、「従来下肥購買に付ては家主が農家を苦しめつゝありたる結果、農家の憤となりたるものにて這は時勢として止むを得ざるも、五日迄汲み取り為さざることは衛生上如何あるべきかと憂慮せるものあり」（『中国新聞』1920年12月29日）と報じられたように、家主以外の都市住民からは一定の理解を得た可能性があるが、都市住民に衛生上の懸念を生じさせることになった。

これに対して家主・地主側は結束を固めて2年連続の値下げ要求には容易に応じず、両者の対立が深まるが、別の集団の関与がこの膠着状態を動かすことになった。購買組合に未加入の安芸郡海田市附近の農民が、家主と汲取契約を結ぼうとしたのである。従来、安佐郡の農民は市の西部、安芸郡の農民は東部をそれぞれ主な契約先としており、海田市周辺の非組合員の農民にとって、組合の運動は凶らずも新たな汲取先を開拓する機会となった。予想外の事態に直面して、組合側は翌年以降継続して汲取先を失う懸念も生じたことから、値下げ要求を2割に変更して家主側と妥協を図り、両者の対立は終息した（『中国新聞』1921年1月10日）。農民が組合を結成した意図のひとつは、農家と家主が個々に契約していた従来の方法では、より好ましい汲取先をめぐる競争関係にあった農家の立場が弱くなることがあったが、当該期の組合組織は必ずしも三郡の農家を網羅したものではなく、尿尿汲取をめぐる農家間の競争が続いていたことなど、下肥をめぐる運動への農家の対応に地域的差異があったことが確認できる。

都市側の対応をみておくと、一連の交渉に際して家主・地主の有力者らが協議を重ねているが、その内容などはよくわからない。その中には町総代など地域の名誉職に就いていた人物も多くいたと思われる。広島市の場合、1895（明治28）年に町総代制が制定されており、1919年3月末で市内は226区に区分され460名の町総代がいた⁸⁾。1924年には町総代らが協議の上で、市全体を網羅した「町総代連合会」を自主的に創設しており、その後市長の銜衡や社会資本の整備に関して意見具申するなど、市政の諸問題に積極的に関与しているが、尿尿問題への関与は今のところ確認できていない⁹⁾。ちなみに福岡市の場合に、1919年の福岡都市農事改良組合による尿尿値下げ運動に際して、久世庸夫福岡市長と町総代会が都市側の交渉窓口となっている（遠城 2004）。

最後に行政の動きに触れておくと、この時期に市長などは仲裁役になっていなかったようである。尿尿が家主・地主の収入源であったことや仲買人の存

在がその理由であったと思われる。ただし、尿尿の主な需要地であった安佐郡の汲取拒否は、市衛生課にとって無視できない動きであった。「衛生課驚く

広島市を糞攻にするとはい意外千万」と題された記事で、ある衛生課員が、「広島市内の糞尿は主として市近安佐郡安芸佐伯の各郡農民の手に購買されてゐるが、其大部分は安佐郡である。之が非買同盟をやって市民を所謂糞尿攻めにするとの決議をしたとは実に意外である。若し之が事実であったら、市としては公衆衛生上有害であるから、今から何とか対応策を講ぜねばなるまい。名古屋では糞尿で例の市営の窒素肥料をやっているが、我広島でも之を研究したいと思っている」(『中国新聞』1921年1月23日)と語ったように、衛生上の観点から尿尿処理の市営化が行政の課題として認識されることになった。当時、尿尿問題は大きく衛生と財源という二つの観点から論議されており、後述する佐世保市のように、財源とした場合、行政と家主・地主層の間で利害の対立が生じることもあった。広島市の場合、財源としての議論は今のところ確認できていない。

さて、1921年末から翌年初にかけて発生した値下げ運動は、都市と農村の関係に変化をもたらした。尿尿処理の市営事業化を進めるひとつの契機となった。この運動については、広島県聯合農会組合が市内各所に5割値下げを提示し、安芸、安佐、佐伯の三郡各村の幹事に問題解決まで汲取中止を命じたという報道(『大阪朝日新聞 広島山口版』1922年1月17日)と、広島聯合農会が組織した安佐郡緑井村など11ヶ村による「下肥汲取值値下期同盟会」が運動を行ったという報道があり(『中国新聞』1922年1月17日)、どちらが正確であるかの判断はつかない。ただし大阪朝日新聞の場合、この問題を報じているのは1月17日付の記事だけであるため、この問題を時系列で論じた中国新聞の記事を中心に紹介することにしたい。前述のように、安佐郡の農民は主に市内西部の尿尿を購入しており、「今後一ヶ月間此儘で行けば、市内西部は糞尿の海」(『中国新聞』1922年1月13日)と表現されたように、昨年と同様に西部地区でより深刻な問題となった。

報道によると、期成同盟会は猫屋町明教寺内に事務所を置き、安佐郡緑井村の榎竹柴太郎、原村の宮本貞太郎、川内村の木村熊市をはじめ各村から3、4名の代表者が集まって、5割値下げの交渉に着手した(『中国新聞』1922年1月13、14日)。安佐郡の農民が大幅な値下げを要求した背景には、大きく二つの理由があったという。ひとつは、一部で汲取代が無料となった呉市¹⁰⁾や、大幅な値下げに成功したとき

れる安芸郡など、他地域における値下げの実現が報じられていたことである(『中国新聞』1922年1月13日)。もうひとつは、都市化に伴う尿尿流通の地域的再編の影響である。観音町周辺は、東京市の三河島、福岡市の箱崎・粕屋などと並んで国内でも有数の蔬菜生産地という評価を受ける場所であった(『九州日報』1921年3月16日)。ところが「以前此の糞尿は、観音新開、国泰寺新開の方へ殆ど取られてゐたが、近年同地は工業が盛になり工場の新築されるものが多くなったので田畑は減り、随って現今では其糞尿を安佐郡方面へ持行かねばならぬこととなった」(『中国新聞』1922年1月13日)と報じられたように、市内における農地の宅地や工場への転換が始まっていた。その結果、尿尿の搬出距離が長くなって労力の負担が増し、また需用と供給にズレが生じたことなどによって、都市中心部の尿尿の商品価値が下落したと考えられる¹¹⁾。

家主・地主側は「巨頭」が集まって協議した結果、5割値下げを無謀として拒否する旨を回答したのに対して、同盟会側はさらに市内5ヶ所に同盟会支部を設置して、汲取禁止を農民に徹底させる動きに出た。このため尿尿が便所から溢れ出る地区もあり(『中国新聞』1922年1月13日)、家主・地主に対する借家人からの苦情の聲が高まり、借家人が家主に無断で農民と直接汲取交渉を行う場合も生じている。しかし農民側は、「借家人に同情はするが、私等一人が単独で汲取りに行くと一般の申合せを破ったと云ふので、五十円の罰金を取られたり、又村の組合から除け者にされるので行かれぬ」(『中国新聞』1922年1月14日)と答えており、個別の依頼に応じる者は少なかったようである。罰金50円の取り決めは以前にも見られたが、これまでの値下げ交渉の経験を踏まえて、組合側は農民への拘束をより強化し、組織的な運動を展開したと言えるだろう。

こうした状況で一部の借家人は、人夫を雇用して農家への尿尿搬出を依頼せざるを得なくなり、家賃の支払いを拒否する者も現われるようになった。農民のみならず借家人からの突き上げも強まったことで、家主側は、価格に関係なく汲取を求めるグループ、3割値下げで妥協を模索するグループ、一切の値下げを容認しないグループに分裂し、同盟会側はさらに勢いづいたと報じられている。このため、大家主であった堺町の古川久吉(醤油醸造、貴族院議員、広島銀行頭取)や水戸蔵之助らが、同盟会事務所へ赴いて交渉するが、農民側はあくまで5割値下げを譲らなかつた。そこで古川と水戸らは西警察署に協力を仰ぎ、警察署の第二管区長が同盟会事務所

で30数名の代表者に和解を勧めたが、農民側はこれにも応じなかった。水戸は1月13日市役所に石井市長代理を訪問して対策を協議しており、市役所の仲裁を期待する声も高まっている(『中国新聞』1922年1月14日)。最終的には、西警察署が広島聯合農会の幹部を召喚して意見を聴取するなどした結果、農会幹事が立町にあった聯合農会事務所で協議を行い、家主・地主と再交渉して5割値下げを認めさせることに成功した(『中国新聞』1922年1月17日)。

さて安佐郡農会の幹部によると、問題が拡大した背景には、農民と家主・地主間の対立よりもむしろ農会・農家と屎尿仲買人の問題があったという。警察の聴取に対して幹部は次のように回答している。

元来安佐郡の農民は、直接肥主である家主又は地主から下肥を買ひ取るのではなく、市内には五六十人の下肥仲買人が居て其の仲買人から買取つてゐるので、何処でどの位の下肥が買はれると云ふことを知らなかった。それを今回聯合農会の方に組合の規約を改正し、仲買人の手を経ず直接肥主の方から買取ると云ふことにした、さうなると今迄の仲買人は各自一ヶ年五百円乃至三千円と云ふ利益を得てゐたのが得られなくなるので、農民の方へ市内の肥主を知らさず全く隠して了つた。農民は何処と契約して下肥を汲取りに行つてよいのか判らないので、汲取りに行かぬ、借家人の方ではそれが為め糞尿攻めとなる、斯うして騒ぐ中、種々の風説や誤解が種で紛擾が起り騒動は甚だしく大きくなった。

(『中国新聞』1922年1月17日)

……忽ち広島市内は糞尿攻めと云ふ香しからぬ憂目を見、今日に及んで居たが、此間には下肥仲買人と云ふ者が全市に四五十人もあつて、種々な事情で其裏面に伏在して居たが、西署長の斡旋で十四日組合長佐藤仙太郎氏と石井市長代理と会見し円満解決を遂げた、それに就き署長は語る(広島)。

よく調査してみると別に組合の方に悪意があつて此変事になつたのではなく、全く方法を誤つて居て、組合の方では下肥主と農民との間に入つて万事に斡旋しようとしたのを、農民は直接下肥主に契約し標準価に従ひ取引をして、其結果を組合の方に通知する事にして円満解決を遂げた、これなれば農民も市民も非常に得策で唯多数の貸家を持つて居る家主には少々気の毒である云々。

(『大阪朝日新聞 広島山口版』1922年1月17日)

農会が仲買人を介さずに家主・地主と直接契約する方式に替えようとしたところ、仲買人のいやがらせを受けたことで問題がこじれたというのが農会側の主張であり、『大阪朝日新聞』の「様々な事情で其裏面に伏在して居た」という表現も、このことを意味しているのではないかと考えられる。農会と仲買人との交渉や、仲買人が表だって反対を唱えなかった理由など不明な部分が多いが、これ以降、仲買人を介さない農民と家主・地主の取引がより拡大したと思われる。また『大阪朝日新聞』の記事で触れられている点、つまり組合が契約などを斡旋しようとしたのに対して、農民は家主らと直接契約しその結果を組合に通知することを求めたという点は、この時期の同盟会あるいは聯合農会の役割やその機能を理解するうえで問題となるが、この点もよくわからない。

さて、この値下げ運動によって三つの点で従来とは異なる状況が地域に生じたと考えられる。第一は上述のように、仲買人を介した取引関係が変更された点である。ただし、それがどこまで実現されたかは不明である。第二は、市営化が新聞紙上等でより具体的に議論されるようになった点である。「講究を要する屎尿問題 市営化か民営化」(『中国新聞』1922年1月12日)という記事では、農民側の値下げ要求が強硬であつたことを批判しつつも、化学肥料の普及も進んでいることから、今後市営か民営による処理の検討が必要となり、その場合、名古屋市で問題になっているような溜置場や処理工場に対する周辺住民からの苦情など関連施設の立地が問題になると指摘されており、より具体的な視点からこの問題が論じられるようになった。最後に屎尿問題が小作料値下げ運動につながつた点である。

糞尿に味をしめて 今度は小作料の値下 安佐郡のお百姓達

労働争議と云へば単に工業労働者の独占舞台で我国労働者の大部分を占めて居る。農村は却つて平静を保ち何処を風が吹くか態の楽観主義に甘んじて居た風であつたが、近く平穏な農村へ恰かも静水に石を投じた如くに、争議の波紋は漸次に拡大して各地の農村を脅かして居るが、本県下でも曩に広島市家主連に対抗して持久戦を張り、五割の減額をせしめて戦鬪を挙げた下肥汲取値下同盟期成会の連中である安佐郡内全班に亘る小作人等は、下肥の減額に成功した余勢を以て、更に地主に対し小作年貢米一割乃至二割方低下の申込をして居て、其の鼻息頗る荒く、現に同郡原村で両者

の協調纏まらず、小作人より返した田畑二丁余は未だ麦の種播さへしないで稲を刈り取った儘に荒らされて居る、今回の争議は偶然のものではなく、昨秋も同村でも殊に小作料を多額に課して居る広島市堺町古川久吉の小作人等は連名して小作料引下問題で騒いだのである。

(『中国新聞』1922年2月5日)

当該期に安芸郡や安佐郡では小作人組合は組織されていなかったようである(天野 1984)。しかし都市近郊農村の小作人らが、米価下落や凶作といった要因に加えて、「都市化」という地域社会の変動への積極的な対応の経験を媒介として、不在地主との階級関係を意識するようになり、屎尿値下げ運動で形成された広域的な組織を利用して交渉に取り組むようになった点は、興味深い。

この年の12月に芸陽農会は人造肥料および米価と野菜の価格下落などを理由にして(『中国新聞』1922年12月20日)、5銭値下げの25銭を標準価格にしたと報じられており(『中国新聞』1922年12月21日)、数年に亘る農民運動によって広島市の屎尿代は、地区による差異はあるものの、約8割の値下げが実現されたことになる¹²⁾。

2. 軍隊と地域社会

明治中期以降、前述の観音町に代表される市内および近郊農村における野菜生産の発展には、都市人口の増加、工業および交通網の発達のみならず、軍隊による安定した野菜の買い付けと軍用馬の馬糞および厩肥の供給が寄与していたとされる(広島市役所編 1959: 511頁)。このように馬糞や人屎尿、さらに残飯や缶詰など、軍隊から払い下げられる多様な物資が、野菜の生産と消費および都市社会の再生産を支える重要な資源となっていた(遠城 2014、2015)。しかし当該期には、農民運動の活発化もあって、陸軍の人屎尿や馬糞などに対して農民から無料化などの要求が出されるようになっており、それが軍隊と地域社会に対立を生むことになった。この問題に関して手元にある情報は僅かであるため、広島市以外の事例も参照しつつ、軍隊と農民の関係とその変容を見ることにしたい。

第五師団は1921年以降、芸予農会と契約を結んで屎尿や馬糞を有償で払い下げていた。ところが1924年4月の契約更新に際して師団は契約を解除し、佐伯郡古田村産業組合、安芸郡下蒲刈島村農会、御調郡重井村農会の名義を借りた広島市内の3名の商人に無償で汲取らせるようになった。農会側はこの契

約解除に不満を募らせ、不服を農商務大臣へ陳情すべきとの声が出たほか、通信隊が安佐郡に電柱を設置しようとした際に芸予農会員が反対するなど、「斯の如く地方民との感情に疎隔を来すは面白からずとなし、有志者種々斡旋の結果幹事に一任することとなったが、この問題は相当地方農民の間に重大視されて居る」という事態になっている(『大阪朝日新聞 広島版』1924年12月12日)。

師団関係者の説明によると、無償汲取は芸予農会側の誤解で、従来芸予農会と結んできたのと同じ契約内容であり、更新をしなかった理由は、芸予農会側が馬糞と寝糞の無償払い下げの陳情書を提出したことにあつたという。屎尿代は営繕費の補助などに使用されており、経費の削減もあって、無償払い下げに応じることはできないというのが師団の立場であつた(『大阪朝日新聞 広島版』1924年12月13日)。なお名古屋市では、市営による処理を軍隊側が同一の理由から拒否している(吉良 2013)。

類似の問題は、1923年に北九州地域でも発生していた。福岡県企救郡を舞台とした第一二師団と農民の対立である。企救郡では1910年に、師団と屎尿および厩肥の購入契約を結ぶために「企救郡肥料購買組合」が組織され、足立村、曾根村、中谷村、西谷村、板櫃村にそれぞれ支部を設置して、組合員に購入肥料の分配が始められた¹³⁾。汲取の効率化を図り、屎尿をめぐる農民あるいは汲取業者間の競争を防止して、汲取を安定的に実施するために、郡単位で組合が組織されたのであろう。

その後1923年頃になると師団は、企救町、東谷村、西谷村の業者と契約を結び屎尿や馬糞などを売却していた。ところが、1923年2月に歩兵四七連隊および重砲五連隊と汲取の契約を結んでいた広吉喜代蔵という人物の屎尿汲取人が、兵舎から下駄と靴を盗み出し逮捕されるという事件が発生した。師団側は広吉との契約を解除し、保証金の没収を決定したのに対して、広吉側はこれを不服として農家に汲取中止を呼びかけたため、双方の対立は2ヶ月に及び、企救町長や前代議士の安部熊之輔らが調停に乗り出す騒ぎとなった。最終的には師団経理部が従来の契約名義人を全員解約して、新たに田中和平と辰本信次郎の2名とこれまでと同一条件で契約を締結し、問題は終息している(『福岡日日新聞』1923年3月9日)。

師団側の意向に沿って対立は解決されたが、問題がこじれた背景には、農民と師団の双方に「感情問題」があつたとされる。農民の師団に対する不満の噴出の背景には、「……払下料及場所の不便等の為、

従来夫等の事を内々面白からず思つて居た者等もありて」(『福岡日日新聞』1923年2月7日)というように、汲取代金や汲取の際の不便などに対して農民の負担感が高まっていたことがあった。特にこの地域は、工業地帯として成長を遂げていた北九州地域と多くの炭坑に近接していたことから、若年層の都市部への流出や小作人などの転業が進みつつあった。その一方で、都市化の進展に伴い農産物への需用が増加したことで、より集約的な蔬菜園芸の普及も進んでいたが、地域内の生産物だけでは供給不足であり、域外からの農産物移入が増加する状況にあった。このため、「労力不足労賃騰貴ノ折柄、生産費向上ヲ避クル為メ、都市兵營ヨリ生スル下肥其他堆肥材料ヲ以テ堆肥ノ改良増製ヲ奨励シ、金肥ノ多用ヲ避ケシメツツアリ」(福岡県農会1922)とあるように、県農会は生産費を抑制するため、軍隊などの下肥の活用を推奨していた。下肥をこれまで以上に利用すべき地域の事情があったにもかかわらず、軍隊の対応が以前のままであったことが農民たちの不満を昂じさせる一因になったのであろう。また別の報道によると、広吉喜代蔵らは1920年6月頃に師団経理部に汲取代金の無料化を求めており、その際も汲取中止を匂わせたが、田中和平が従来通りの契約で汲取を申し出たため、仕方なく要求を取り消したという過去があり、師団側はこの時から広吉と契約を解消して、田中と契約を結ぶ機会を狙っていたという(『門司新報』1923年2月13日)。こうした過去の諍いもこの時の農民の行動に影響を与えていたと思われる。

ちなみに、広吉らが師団に無料化を求めた背景には、八幡製鉄所が代金を払って汲取を依頼していたことがあったという。八幡製鉄所の場合、「…糞尿につきは、八幡製鉄所が其処分に困り団平船にて遙か沖合に持出し、海中に投じつつありしが、附近沿岸沖合は此糞尿が帯の如く長く三里も連なり汚なき事言ふばかりなく、ために沿岸十何ヶ浦の漁村連合の抗議に遇ひ、辟易したるが如く…」(『福岡日日新聞』1918年5月14日)という報道もあり、ある時期まで海中への投棄により処理されていたようだが、漁民らの反対もあって限界を迎えていたのであろう。八幡市でも尿尿処理問題は長年に亘って市政の課題となっていたが(遠城2004)、日々膨大な排泄量に達していたと推測される製鉄所と農民・汲取業者、行政などの関係は、分からない部分が多く、今後の検討課題としたい¹⁴⁾。

一方、「……其後農民側の提出せる条件は随分無理な事で、汲取賃金の値下げや雨天当日は兵隊をして営門外迄運び出せ等と云ふが如き、一日五百貫の

馬肥を出す砲兵隊の如きは到底不可能の条件が多かったので断然拒絶した」(『福岡日日新聞』1923年3月9日)と報じられているように、師団側にとって農民の要求は兵隊への負担増のほか、軍の体面などからも受け入れられないものであった。このように都市化・工業化に伴う地域社会の変動と師団側の対応のズレが、問題を長引かせることになったと考えられる。

ところで、「軍港都市」ではこの問題はどのような形で現出し、また議論されたのであろうか。呉市の場合、尿尿は安芸郡などの農家に販売されており、麦作などの重要な肥料となっていた(河野1926)。しかし前述のように、1921年1月に「糞攻め」と表現される状態に陥り、市内の一部では家主が無料あるいは代金を支払って、汲取の依頼をするなど、広島市と同様に重要な都市問題となった(『中国新聞』1921年1月26日、6月25日)。呉市の尿尿処理問題については、佐世保市、長崎市、下関市など他の港湾都市の事例とともに別稿を準備しているので、ここでは軍港都市の動向を簡単に見るにとどめたい。1920年10月25日に呉市で呉、横須賀、佐世保、舞鶴の首長による最初の「四軍港市町長会議」が開催され、次の議題が論じられている。

- (一) 新財源の調査研究に関する件
- (二) 軍人軍属及職工の舎宅を建設せられんことを其筋に建議すること
- (三) 軍港所在市又は町は毎年一回及臨時必要に応じ輪番会同に関する件
- (四) 左記各項の状況に関する件
 - (イ) 社会事業の施設計画の概要
 - (ロ) 工業補習学校と海軍工廠との関係
 - (ハ) 軍港内及海軍構内の交通の常態
 - (ニ) 勸業上の施策計画の概要
 - (ホ) 軍港用地内の河川取扱振
 - (ヘ) 都市計画実行の意向ありや
 - (ト) 遊興税観覧税実施の成績
 - (チ) 尿尿処分実行せられたる向の成績、未実行の各市町之に対する計画

(『中国新聞』1920年10月26日)

最初の「新財源」の問題は、1921年3月に天野健太郎呉市長から海軍大臣に請願された「海軍助成金」であると思われる(坂本1989)。軍隊の地域への影響、

社会資本の整備と社会サービスの提供の状況、そのための財源確保などが論じられている中で、尿尿処分についても情報交換が行われている点は興味深く、この問題が共通の課題として認識されていたことがわかる。この時点で市営化を実施していた横須賀市について、吉良(2013)は衛生状態の管理および軍事活動の円滑な遂行という視点から、行政による施策の実行が求められたのではないかと指摘している。この点に関して呉市では、1919年以降主に財源確保の目的で尿尿と塵芥の市営化の検討が開始されたようである(『中国新聞』1919年12月20日)。また佐世保市の場合、1916年のコレラ病流行時に周辺農民の汲取拒否に遇った経験もあって(『大阪朝日新聞附録 九州版』1916年9月20日)、1918年に市の勧業調査会が市営化の調査を開始しているが、その目的は衛生上の必要性よりも増え続ける予算のための財源確保であった(『大阪朝日新聞附録 九州版』1918年12月22日)。市は1920年に周辺農村に糞尿購買組合を組織し、翌1921年1月から汲取を請け負わせることで市営事業化を実施したが、家主や町総代らの反対によって延期され、計画は頓挫している(『大阪朝日新聞附録 九州版』1920年6月6日、『東洋日の出新聞』1921年1月23日)。軍港都市に限定されるわけではないが、この時期は尿尿がまだ一定の経済的価値を維持していたことから、家主・地主は市営化に抵抗しており、行政側は財源確保という目的を曖昧にするため、「公衆衛生」の論理を利用する場合もあった。

海軍施設から排泄される尿尿について、佐世保鎮守府の場合、『佐世保鎮守府例規』の「第三款 売却」の項目に「下肥処理ノ件 大正十年九月十三日 経調第八一號經理局ヨリ經理部へ通知 自今已ムヲ得ザル場合ニハ下肥ハ之ヲ地方団体其ノ他ニ無償交付シ又ハ相当掃除料ヲ與ヘテ処理セシメラレ差支無之候」とあることから、従来の売却方式の維持が困難になっていたことがわかる¹⁵⁾。市営化の延期との関係は不明だが、財源となっていた尿尿が場合によっては処分されるべきものとして位置づけられたことは、佐世保市の都市化による軍隊と地域社会の関係の変化を示していると思われる。

III 尿尿処理の市営化をめぐる

まず大正後期の戸数と人口の変化をみておくと、第1次世界大戦後の減少により1920年に34,553戸

160,504人であったが、1925年には42,867戸195,731人に回復しており、市営住宅、住宅組合、個人住宅の新築と増築も進んでいた。また1925年末で工場法適用の工場数は近隣町村と合わせて225、職工数は11,927人であった(広島商業会議所 1926)。

1923年7月に広島県は水害に見舞われ、広島市内でも鷹匠町、西大工町、広瀬町などで約2,000戸が床上浸水の被害に遭った。水が便所に流れ込むなどして、特に細民の多く暮らす地区などで衛生状態が悪化したため、町総代や衛生組長らは安佐郡の農民と汲取の交渉を行ったが、農民も水害を蒙っていたことや、水で希薄になった尿尿は価値がないという理由で汲取を拒否された。このため町民60名余が市役所に出かけて佐藤信安市長に応急措置を陳情しており、これに対して市長は「糞尿処分に就ては権限外であるけれど、衛生上の見地から市と町民と協力して至急適当な処分法を講じる」と回答している(『中国新聞』1923年7月14日)。処分実施の有無やその内容は不明だが、ここで確認できることは、佐藤市長によって尿尿処分は「権限外」と位置付けられており、個人間の取引に介入しないという従来の立場が維持されている点である。

ただし同日の『中国新聞』は、「下水道の改良と糞尿処分とは広島市当面の問題となって来たが、この両者はその性質に於て相通ずる所があるので、理事者に於ては之を綜合して、下水道の大改造を為さんと企画している模様である」と、市役所内部に別の議論があったことを報じている。その計画内容は、各戸の尿尿を下水に直接放流できるようにするため、現在の下水の吐口をつなげた新たな下水管を敷設して、市街南端の6ヶ所(宇品沖、千田町沖、吉島沖、江波沖、観音沖、福島沖)に新しい吐口を設置し、そこに濾過池を設けて、濾過した水は海中に放流し、尿尿は乾燥させて処分するというものであった(『中国新聞』1923年7月14日)。この時点で流下方式による処理が構想されていたこととなるが、この企画は直ちに実現可能な内容ではなかった。

その代わりに市衛生課が実際に着手したのは、応急対策として汲取状況が問題となっていた市内の中心部を対象に、市による汲取を行う計画である。市衛生課の調査や新聞報道によると、都市部から離れた農家は汲取代として約25銭を支払っている場合があり、新開地周辺や汲取に便利な川沿いの地区(京橋町以北)などでも10～15銭が支払われていた。その一方で、それ以外の地区では無料汲取が一般化し始めており、特に市中心部の300余戸の住民の場合、夏季になると、手間賃を支払って汲取依頼し、それ

でも汲取に来ない時には契約者以外に汲取を依頼しており、その額が1戸30～50銭になることもあった。汲取量は、もともと農繁期に減少するなど、労働力配分や季節的需要によって変動してきたが、前述のように、都市化による耕地の減少にともなって、既存の尿尿流通圏の内部で需給の不均衡が増大したこともあって、市の中心部は従来以上に汲取が滞る状況になっていたのである。(『大阪朝日新聞 広島版』1923年10月3日、1925年1月29日、『中国新聞』夕刊1926年1月23日)。その結果、以前から行われていたと思われるが、住民による尿尿の投棄の増加も指摘されている。

梅雨あけ迄 糞尿問題と手淫 やの字

水郷の広島の美はこれからだ。しかしこの美しい都会から生み出されている汚物のあることを忘れてはならぬ。その汚物のなかの汚物は、毎年此の頃になると市民の手に余っている。それに農繁期になるにつれて汲取人が自然同盟怠業を横行してくるからである。毎年のやうに起ってくる此の糞尿問題は、毎年のやうにこの農繁期が過ぎると忘れられてしまふが、そこにはこんな手淫の営まれていることを忘れてはならぬ。汲取人に見限られた者で困憊その極に達すると、糞尿投棄の取締の裏を潜って秘密な安全弁が出来てくるのである。しかしそれが自瀆行為で、その時には水郷広島を顕微鏡下に映した光景がどんなものであるか、それは言はないことにしよう。

(『中国新聞』1924年6月26日)

1924年1月に市衛生課は、芸陽農会の斡旋によって、市の中心部の平塚、南竹屋、千田、国泰寺の4ヶ町、約4,300戸の尿尿を瀬戸内海島嶼部の農家に販売する計画を立てており、4ヶ町の衛生組合長および尿尿買受人と協議中であると報じられている(『大阪朝日新聞 広島版』1924年1月10日)。市に隣接する近郊農村地帯が都市化の影響を受けるなかで、売却範囲を拡大することで、処理能力を高めようとしたのであろう。そして同年10月に市衛生課は、翌年度の緊急の新三大事業として、衛生試験所の新設、市営尿尿汲取処分、塵芥焼却施設の建設を挙げて予算要求を行う方針を固め、尿尿については、「市内中央部に限り而も若干の手数料を徴し且他地方に搬出売却する計画」を策定して、1925年度予算案に汲取費12,871円と尿尿溜壺およびその他の備品費15,711円を計上した(『大阪朝日新聞 広島版』1924年10月17日)。汲取希望者に対して均一1荷10銭の手

数料で汲取を行い、市内の3、4ヶ所に設置された溜壺に貯蔵してその後売却し、汲取人夫の経常費は手数料と尿尿売却代で支払うという案であった(『大阪朝日新聞 広島版』1925年1月29日)。売却先は、市内から3里以内の農村であり(藤原 1928)、売却先に関しては芸陽農会や仲買人らによるこれまでの販売網に依っていたと考えられる。

さらに、これまで別々に進められてきた尿尿と塵芥の処理について、先に設置予定の塵芥焼却場に新たに尿尿処理施設を併設し、施設を1ヶ所にまとめて人件費などを効率化する構想も出されている(『大阪朝日新聞 広島版』1925年2月19日)。ちなみに当時の塵芥処理の状況をみると、搬出用の馬車44両を用いて人夫120名が各戸から収集、搬出を行っており、市内の観音町、江波、舟入、吉島、千田町、宇品、段原、東裏、大須、新開に設けられた塵芥収集所に集められた後、請負業者の手によって佐伯郡や安芸郡の農家に売却されていた(『中国新聞』1922年6月10日)。

こうして1925年4月に市中心部の希望者を対象にして、市営による尿尿処理が部分的に開始された(『中国新聞』1925年3月26日)。この年の汲取戸数は市中心部の約1,600戸であり(藤原 1928)、先の報道の数字と比べると半分以下の戸数にとどまっている。また当初案では手数料を徴収することになっていたが、無料での汲取になっており、市内で無料汲取が広がっていたことなどが、変更の背景にあったのかもしれない。なお尿尿は1石40銭程度で農村に売却されている。

しかし、詳しい経緯は不明だが、翌1926年度から市は、市の施設を貸与して肥料商人に汲取を請け負わせる方式に変更しており(藤原 1928)、部分的な市営化は1年足らずで終了した。1926年1月の中国新聞に、「南竹屋町から千田町は宇品新開を控へ居たので、此辺の農家が引き取って居た。今年からは引取るものがなくなったので、南竹屋町から千田町の借家持は処置に持余している」とあるように、都市化の進展により市への汲取要請の増加が予想され、市がそれに対応できるかが不安視されていた(『中国新聞』1926年1月23日夕刊)。仲買人らが何らかの運動を行った可能性もあるが、こうした収集能力の限界が方針転換の大きな理由であったと考えられる。なお、同年9月に豪雨被害で周辺農村からの汲取が滞って「糞尿攻め」となったため、市衛生課は汲取用の馬車を増やすなどの対応を取っており、応急的な場合には汲取を直接行っている。その後の市の対応については今後の検討課題であるが、新聞紙上に関

連報道が見られなくなることから、請負方式に関して大きな問題は生じなかったと推測される。

次に汚物処理法が改正された1930年以降、市がこの問題にどのように対処したかを見ることにしよう。まず当時の尿尿汲取をめぐる状況について、次のような報道がある。

…広島市では人口増加につれて追々尿尿処分に頭を痛めねばならぬやうになって、現在では附近町村の農家に汲取らしているが、ポツポツ汲取料を請求するものが現はれ春秋の農繁期には幾ら頼んでも汲取りに来ず往々市民は糞尿攻めに遭ふことがあり、衛生上放任出来ぬ現状にあるので…

(『大阪朝日新聞 広島版』1930年10月8日)

この記事に基づくと、尿尿処理の方法に大きな変化は見られないが、芸陽市町村農会聯合会の運動による無料化にとどまらず、家主側が汲取料を支払う場合も増加していたことは間違いなさだろう。さらに都市化の進展は新たな問題を引き起こしていた。断片的ではあるが、二つの出来事を通してそれを確認しておきたい。ひとつは、南竹屋町の川沿いに設置されていた尿尿運搬船繫留地付近の住民が、1930年6月に繫留地の移転の援助を警察に依頼すると同時に、市役所に指定地の変更を陳情した問題である。市役所がこの場所を繫留地に指定した当初は、人家も少なく搬出にも便利な場所であったが、周辺に家屋が密集し始めたことで悪臭を発する「迷惑施設」となった。ただし移転が実現した場合、逆に附近の汲取が不便になり、遅滞が生じるという新たな問題の発生も予期されたことから、「難問題化」と評される事態になっている(『中国新聞』1930年6月12日)。

もうひとつは、草津町における地主と小作人の問題である。同町に居住していた借地人が13年ほど前から草津町新開の土地(1畝6歩)の小作権を譲り受けており、さらに13名がその土地に下肥を溜める壺を設置していた。1930年4月に地主がその土地を住宅地にするため即時返還を求めたのに対して、借地人側は10月以降の返還と新たな壺のための補償金を要求したが、地主がこれに応じなかったため、双方が広島地方裁判所に調停を申し入れる事態になった。借地人側は壺が撤去された場合に、約60戸300人余の借家人が「糞攻め」に合うと主張している(『大阪朝日新聞 広島版』1930年7月9日、『中国新聞』1930年7月9日夕刊)。結局、地主が1壺につき4円の補償金を支払うことで、土地返還の調停が成立したが(『大阪

朝日新聞 広島版』1930年8月18日)、新たに市に合併された地域でも、農地の宅地への転換が思わぬ形で尿尿処理問題を現出させることになった。

ところで同時期に、肥料としての塵芥をめぐる処理についても新たな問題が発生していた。第一は、堆肥製造所の設置をめぐる問題である。1928年3月に市内の観音町と舟入町の農区が、県衛生課に対して市内の塵芥の無料掃除の許可を申請した。衛生課では耕地改良用の肥料確保と市の衛生改善という二つの観点から、「衛生上支障なき堆肥製造所の設備」を条件として掃除を許可したのに対して、西警察署は市街地建築物法施行細則に基づき、製造所設置を不許可としたため、農民が市や警察と交渉を重ねる事態となっている。この問題の帰結は不明だが、前述のように、この地区は促成栽培の園芸農業が盛んな地域で肥料の需要が維持されていたことに加えて、合併交渉が進んでいた隣接町村への肥料販売の期待もあって、農民たちは塵芥の利用を進めたと思われる(『大阪朝日新聞 広島版』1928年5月6日)。

第二の問題は、無償で払い下げられていた塵芥の転売をめぐる対立である。1931年6月に広島市から塵芥を無償で払い下げられていた似島農区が、契約を無視して佐伯郡能美島に塵芥を販売するという問題が起こった。市から年間4,515円で塵芥を購入していた鹿川村(能美島)の間屋の川戸亀市とそれを能美島などで小売りしていた業者22名がこれに抗議し、広島市農会が調停した結果、弁償金を払うなどして問題は解決した。1931年当時、塵芥は、市内の七ヶ所の農区への無償払い下げと業者への販売という二つの経路で搬出、処理されていたが、似島農区では塵芥の使用量が減少したため、売却によって利益を得ようとしたのであろう(『大阪朝日新聞 広島版』1931年6月27日、7月2日)。都市化に伴い農家数は減少していたが、不況下で塵芥の肥料としての経済的価値は維持されており、長期的な地域変容と短・中期的な景気変動のずれがこうした問題を引き起こしていたと言えるだろう¹⁶⁾。

さて広島県では、汚物掃除法の改正に備えて、1930年7月14日に広島、呉、尾道、福山の衛生主任者協議会を開催した。その席上で県は意見聴取を行ったが、4市ともに尿尿と塵芥を肥料として売却しており、塵芥焼却場の設置の延期を県知事に希望している(『中国新聞』1930年7月16日夕刊)。報道では、広島市の場合、尿尿と塵芥ともに請負業者に委託しており、その請負料は景気変動の影響を受け、また次第に減少しながらも、それぞれ年間4,000円余に達していた。塵芥については、前述のように市

内の農家には無償で払い下げられていたほか、能美島など島嶼部の農家に売却されており（『中国新聞』1931年6月21日）、肥料の供給が減少すると、生産費が嵩み蔬菜の価格が高騰して市民生活を圧迫する恐れも危惧されていた（『中国新聞』1930年10月4日）。以上のように、この時点で財政上の負担にもなる焼却場の設置は、複数の理由からメリットがなかったのである¹⁷⁾。

ただし尿尿に関しては、広島市衛生課が1931年度から汲取の市営化を行うために、市内の汲取状況の調査を行っており、「市内六万六千戸全部を一時に直営とすれば、少くとも二十万円以上を要するから、今直ちに実現は困難である、よって来年度は取敢へず汲取人の決っていない分だけ直営として漸次全市に及ぼしたいと思っている、なほ汲取った尿尿は附近町村の農家に持って行って売る計画である。」とあり、部分的な市営化が再び構想されていたようである（『大阪朝日新聞 広島版』1930年10月8日）。

しかし、この計画は実現されず、市は前年通り1931年3月に尿尿と塵芥の請負者の入札を行った。しかしこの入札は不調に終わっている。その理由は、29年度と30年度の場合、市は石川壽太郎（鹿川村）とそれぞれ8,000円と4,000円という金額で契約を結んでいたが、31年度の入札では石川を含め11人が入札に参加したにもかかわらず、不況で尿尿の販売価格が下落したため、購入者が皆無で逆に請負者が運搬費の補助を要請したことになった（『大阪朝日新聞 広島版』1931年3月25日）。このため市は中断されていた市営化の調査を再開すると同時に、入札者以外の業者と請負交渉を進めており、最終的には同じ鹿川村の川戸亀市という人物と4,501円余で請負契約を結ぶことで、「塵芥尿尿攻めからやっと免る」ことができた（『大阪朝日新聞 広島版』1931年3月31日）。

同じ鹿川村の業者で対応が異なった理由はわからないが、経営規模や販売網などで差があったのかもしれない。また前述のように川戸亀市は塵芥の処理も請け負っており、市とのつながりがより強かったのかもしれない¹⁸⁾。以上のように、広島市から排出される二つの肥料の使用圏は、市に隣接する農村地帯にとどまらず、瀬戸内海島嶼部へと広がっており、それが処理能力を維持すると同時に、蔬菜生産地帯の拡大にもつながっていたのではないかと考えられる。

IV おわりに

広島市において、1919年以降芸陽市町農会聯合会などの運動により、無料で尿尿汲取が拡大していったが、基本的に農民や仲買人による汲取が継続して行われ、尿尿処理の市営化は時間的にも地域的にも限定されたものであった。市は農会などの協力も得ながら、尿尿を民間業者に処理させており、その販売地域を拡大することで、結果として尿尿の肥料としての価値を維持し、歳入の一部としていた。

さて、1931年7月に広島市会に下水道調査委員が設けられ、翌32年、現在の河川自然放流式下水道の単なる拡張にとどまらず、尿尿も含めた浄化式装置を付設した下水道建設を進めるための調査を行うように、市に要望を提出している（『大阪朝日新聞 広島版』1932年6月16日）。こうした構想があった一方で、塵芥と尿尿をめぐる当時の都市社会はどのような状況にあったのだろうか。報道によると、塵芥などの不法投棄が続いており、それは軍隊にも影響を及ぼすようになっていたという。

練兵場へ汚い捨物 憲兵隊で取締る

最近広島西練兵場の紙屋町入口や大手町、京口門入口の記念碑付近に塵芥を捨てたり犬、猫、鼠などの屍体を捨てたりするものが非常に多くなったので、広島憲兵隊では毎夜伏警を張って取締ることになったが、同憲兵隊では語る

軍人の道場ともいふべき練兵場へ深夜塵芥や汚物を運んで捨てたり、犬猫の死骸を捨ててる不所存者が多いのは困ったもので、市民諸君の自覚を望むとともに今後徹底的に取締ることにした。

（『大阪朝日新聞 広島版』1933年6月27日）

都市中心部において、塵芥や尿尿の処理は特に梅雨期には相変わらず十分なものではなく、投棄に対する地域社会の規範意識や軍施設に対する認識にも変化が生じていたのかもしれない。一方で農民による汲取について、1933年12月に広島県は農村から都市へ野菜類を運搬する際に、肥車と肥船を用いた運搬を厳禁して、違反者に罰則を科すことを決定しており（『大阪朝日新聞 広島版』1933年12月3日）、都市での野菜販売と尿尿汲取を同時に行う農民の行動が継続していたことがうかがえる。このように、1930年代に広島市が近代都市への転換を遂げつつある中で、さまざまな問題を抱えるようになりながらも、尿尿と塵芥は、都市と農村の間で処理、利用さ

れていたと考えられる。

附記

本研究は、JSPS科研費JP17K03250、JP17H02430の助成を受けたものです。

注

- 1) 尿尿の社会・文化的位置づけは、地域差や時代的な変化はあるものの、臭いや衛生上の危険などから忌避されるべき対象となる場合が多いという (Jewitt 2011a, 2011b)。日本の近世後期から明治初期の変化については荒武 (2015)などを参照。
- 2) 都市と農村の物質代謝過程の攪乱 (Swyngedouw 2006, McClintock 2010) については、マルクスによる有名な指摘がある。「消費の排泄物は、人間の自然的排泄物、ぼろの形で衣服の古物などである。その使用に関しては、資本主義経済では莫大な浪費が行なわれる。たとえば、ロンドンでは4,500,000人の糞尿を処理するのに資本主義的経済は巨額の費用をかけてテムズ河をよごすためにそれを使うよりもましなことはできないのである。原料の騰貴が廃物利用への刺激になることは、言うまでもない。この再利用の条件はだいたい次のようなものである。大規模な作業ではじめて現れるように、このような排泄物が大量であること。そのままの形では従来は利用できなかった材料を機械の改良によって新たな生産に役立つような姿に変えること。科学、ことに化学の進歩によってこのような廃物の有用な性質が発見されること。たとえばロンバルディアや南シナヤ日本で見られるような小規模な園芸的に営まれる農業でも、たしかにこの種の大きな節約が行われている。しかし、およそこの方式では、農業の生産性は、他の生産部面から取り上げられる人間労働力のひどい浪費によって買い取られているのである」(マルクス 1972: 171-172)。
- 3) 大阪市における藤原の活動については、樋上 (2011) を参照。
- 4) 近年の都市政治生態学研究において、「廃棄物」の価値に関心が高まっており、例えばベッカーらは廃棄物を「政治」、「物質」、「生政治」から論じる視点を主張している (Moore 2012, Bakker 2012, Canter 2017)。また「都市化・都市形成urbanization」をめぐる、一部の論者は、既存の研究が都市cityだけを分析次元とする「都市(中心)主義cityism」に陥っており、都市とその外部を視野に入れた研究の必要性を唱えている (Angelo and Wachsmuth 2014, 遠城 2016)。これらの点で近代日本の尿尿をめぐる研究は、重要な論点を提起できると考えられる。なお都市における廃棄物、労働、身体の関係性については、Gidwani and Reddy (2011)、Gidwani (2013)、Herod et

al. (2014)なども参考になる。

- 5) 門司市、八幡市、福岡市など福岡県内の諸都市におけるこの問題の状況については、遠城 (2004)を参照。なお大牟田市でも1922年に三池郡銀水村の農民を中心に糞尿汲取反対同盟会が組織され、無料化が要求されている (『福岡日日新聞』1922年2月15日)。
- 6) 「南町書類綴」(C1993-1149) (広島市公文書館所蔵)。
- 7) 『中国新聞』と『芸備日日新聞』は広島県公文書館所蔵、『大阪朝日新聞 広島版』は広島県立図書館所蔵のものを使用し、句読点は適宜付け加えた。
- 8) 広島市総務部庶務課『広島市の町総代に就て』総務部庶務課、1938年。
- 9) 町総代連合会の発会式では、「本会は時勢の趨勢に随ひ、最も緊密なる都市発達に重大なる関係を有する広島市民と共に自治制度の研究をなすは勿論、市政の刷新改善を図り、真個の市民政治を実現せしめ以て和平公正を旨とする、市民の福利増進を計らん事を期す」(『大阪朝日新聞 広島版』1924年4月22日)と宣言されている。
- 10) 呉市の場合、賃金高騰や隣接する広村への工場拡張など地域開発に加えて、広島での値下げ運動の影響もあって、1921年6月に農民が汲取を中止して「糞攻め」の状態に陥り、市民の一部が河川や溝渠へ尿尿を投棄する事態になった。このため市は肥料会社と契約を結び、希望者に対して臨時に有料での汲取を実施している (『中国新聞』1921年7月23日)。
- 11) ただし、観音町、吉島町、船入町などでは従来型の蔬菜栽培のほか、1919年頃から新しい蔬菜類(きゅうり、蒟、山椒、苺など)の促成栽培が奨励された結果、その生産高が増加していたといひ (神谷 1923)、こうした促成栽培にも尿尿は利用されていたと思われる。
- 12) 広島市周辺の尿尿値下げ運動は県内の他都市にも少なからぬ影響を及ぼすことになった。福山市では、1922年1月に市内と周辺の農家が糞尿値下期同盟会を結成して、次の宣言書を市内に配布し住民らの了解を求めている。

糞尿代半減実行宣言

平均一人一年の排泄量約七十貫の糞尿と之に含有する窒素分と同一の含有量を有する硫酸安母尼亞一貫七百五十匁と比較すれば、硫酸安母尼亞は価格に於て一割前後低きに加ふるに、第一不潔なることなく、第二伝染病伝播の恐れもなく、第三少量にして運搬使用共に便利にして、第四貯蔵に特殊の設備を要せず、第五貯蔵中窒素成分の消散する事なき等の特長を有するに反し、人糞尿は毫も是等の長所を具有せざるは明白なる事実なり。

近來中国各都市の現況を聞くに、特別高価なるも一荷十銭を超ゆることなく、多くは無料汲取りなるのみならず、却って汲取料を支出せるの例亦乏しきに非ず。

独り我福山市は従来への慣習に囚はれ、採算の如何に関せず、一般物価騰貴に盲従し不知不識価格を高め来り。現今一荷二十五銭の高率を見るに至れるは、奇異の現象として甚しき錯誤たるを悟る。

我々一市二郡同盟農業者は先天的価格の打算と各都市に於ける大勢の刺激と受け、時世の進展に随伴せざるべからざるの運命に遭逢せる事を自覚せり。然れども一躍急進の変更を来すは衷心快しとせざる処なり。依つて大正十一年に於ては、先づ半減を標榜して之を実行せん事を期し茲に宣言す。庶幾くは市民諸氏の理解と同情と共鳴とに接せん事を。

糞尿値下期同盟会
(『中国新聞』1922年1月9日)

人造肥料の利便性や近隣の諸都市の動向などを理由にした農民間の要求に対して、多くの家主側がその道理を認めて半額での汲取に同意したと報じられているが、この運動の帰結については不明である。

- 13) 『福岡日日新聞』1910年2月22日。なお拙稿「日露戦時・戦後の仙台—都市と軍隊に関する覚書」『空間・社会・地理思想』18号(2015)の注2) (25頁)で、この新聞資料の年月を「1911年3月22日」と誤って引用していたので、この機会に訂正させていただく。
- 14) なお企業と地域社会の関係については、御殿場町に立地していた富士紡績工場(筒井2016、445-446頁)の事例などが参考になる。
- 15) 『佐世保鎮守府例規』13版、昭和14年(アジア歴史資料センターC12070631900)。
- 16) 福山市では1926年1月に、農会の農区長らが農事懇話会の席上で、市内の塵芥の無償払下げを市長に申請するように議決した。従来まで福山市は各戸からの取集、搬出を市の人夫が行い、それを業者に無償で払い下げていたが、この時期に肥料および床床熱熱手段として塵芥の需要が増加したことから、こうした要求が出されている(『中国新聞』1926年1月16日)。
- 17) 福山市では、1929年12月に市と附近の6ヶ村で組織された「一市六ヶ村糞尿汲取改善会」が、慣例を撤廃して、20銭ないし40銭の汲取代金の半額あるいは無料を求める運動を開始し(『中国新聞』1929年12月21日夕刊)、福山市内にビラを配布して、認められない場合は「糞尿攻め」を行うことを決議した(『大阪朝日新聞 広島版』1929年12月22日)。翌1930年に、市は特に農繁期の汲取停滞を衛生上の観点から重視して、衛生課が汚物と塵芥の搬出および尿尿汲取を行うことにしたと報じられている(『大阪朝日新聞 広島版』1930年7月1日)。
- 18) 問屋の変更に伴って汲取人夫も変わったのち、市内では「市役所の人夫」を騙り、汲取料金を強要する者が出現して被害が出ていると報じられており、請負業者間の競争が続いていた模様である(『大阪朝日新聞 広島版』1931年5月15日)。

文献

- 天野卓郎 1984. 『大正デモクラシーと民衆運動』雄山閣。
 荒武賢一朗 2015. 『尿尿をめぐる近世社会 大坂地域の農村と都市』清文堂。
 遠城明雄 2004. 近代都市の尿尿問題——都市・農村関係への一視点. 史淵 141: 1-28.
 遠城明雄 2014. 米を食べる: 明治後期日本の都市社会. 池口明子・佐藤廉也編『ネイチャー・アンド・ソサエティ研究 第3巻 身体と生存の文化生態』115-137. 海青社。
 遠城明雄 2015. 日露戦時・戦後の仙台——都市と軍隊に関する覚書. 空間・社会・地理思想 18: 17-25.
 遠城明雄 2016. 自然・都市化・インフラストラクチャー——「都市政治生態学」に関する覚書. 史淵 153: 117-149.
 神谷基博 1923. 広島蔬菜促成界. 芸備農報 33: 15-17.
 木村慎平 2011. 近代都市における尿尿問題と行政・地域——名古屋市を事例として. 年報近現代史研究 3: 19-40.
 吉良芳恵 2002. 尿尿処理をめぐる都市と農村——一九二一年の横浜市街地と近郊地域. 横浜近代史研究会・横浜開港資料館編『横浜近郊の近代史 橋樹郡にみる都市化・工業化』103-130. 日本経済評論社。
 吉良芳恵 2013. 横須賀市における尿尿処理問題——市営化とその展開. 鈴木勇一郎・高嶋修一・松本洋幸編著『近代都市の装置と統治 1910～1930年代』45-71. 日本経済評論社。
 河野威夫 1926. 麦作肥料の研究. 安芸農報 22: 5-7. (広島県公文書館所蔵)。
 坂本忠次 1989. 『日本における地方行政の展開』御茶の水書房。
 筒井正夫 2016. 『巨大企業と地域社会 富士紡績社と静岡県小山町』日本経済評論社。
 西日本文化協会 1986. 福岡都市農事改良組合. 『福岡県史 近代資料編 農民運動(一)』1-14. 福岡県。
 布川 弘 2014. 広島都市形成と第五師団. 坂根嘉弘編『地域のなかの軍隊5 中国・四国 西の軍隊と軍港都市』16-40. 吉川弘文館。
 樋上恵美子 2011. 戦前の大阪市保健事業と藤原九十郎. 大阪の歴史 76: 63-83.
 広島市役所編 1959. 『新修 広島市史 第3巻 社会経済史編』広島市。
 広島商業会議所編 1926. 『企業地としての広島 大正15年版』広島商業会議所(国立国会図書館デジタルコレクション)。
 福岡県農会 1922. 『都市並ニ砒工業発達ノ農村ニ及ボス影響ニ関スル調査』福岡県農会。
 福岡市史編集委員会 2015. 五郡ト博多糞尿紛議事蹟摘要. 『新修福岡市史 資料編 近現代2 近代都市福岡の始動』445-494. 福岡市。
 藤原九十郎 1928. 都市の尿尿処分問題(上). 都市問題 7: 1163-1202.
 星野高德 2008a. 大正・昭和初期東京における尿尿処理の市営化. 近代日本研究 25: 193-231.
 星野高德 2008b. 20世紀前半東京における尿尿処理の有料化——尿尿処理業者の収益環境の変化を中心に. 三田商学

- 研究 51(3): 29-51.
- 星野高徳 2014a. 戦前期大阪市における尿尿処理市営化——下水処理構想の挫折と農村還元処分の拡大. *経営史学* 48(4): 29-53.
- 星野高徳 2014b. 戦前期東京市における尿尿流通網の再形成. *歴史と経済* 222: 15-29.
- 星野高徳 2018. 戦前期名古屋市における尿尿処理市営化——尿尿流注所を通じた下水処理化の推進と農村還元処分の存続. *社会経済史学* 84: 45-69.
- 松下孝昭 1988. 大阪市尿尿市営化問題の展開——都市衛生事業と市政・地域. *ヒストリア* 119: 52-76.
- 松下孝昭 2013. 『軍隊を誘致せよ 陸海軍と都市形成』吉川弘文館.
- 三俣延子 2009. 尿尿経済の日英比較——物質代謝論からの考察. *経済学論叢* 61: 173-193.
- マルクス (岡崎次郎訳) 1972. 『資本論6』(第3巻 第1分冊)、大月書店.
- 湯澤規子 2017. 「下肥」利用と「尿尿」処理——近代愛知県の都市化と物質循環の構造転換. *農業史研究* 51: 23-38.
- Angelo, H. and Wachsmuth, D. 2014. Urbanizing Urban Political Ecology: A Critique of Methodological Cityism. *International Journal of Urban and Regional Research* DOI:10.1111/1468-2427.12105
- Bakker, K. 2012. Water: Political, biopolitical, material. *Social Studies of Science* 42: 616-623.
- Canter, A. 2017. Material, Political, and Bipolitical Dimensions of “Waste” in California Water Law. *Antipode* 49: 1204-1222.
- Gidwani, V. and Reddy, R. 2011. The Afterlives of “Waste”: Notes from India for a Minor History of Capitalist Surplus. *Antipode* 43: 1625-1658.
- Gidwani, V. 2013. Six theses on waste, value, and commons. *Social and Cultural Geography* 14: 773-783.
- Goddard, N. 1996. “A mine of wealth”? The Victorians and the agricultural value of sewage. *Journal of Historical Geography* 22: 274-290.
- Herod, A., Pickren, G., Rainnie, A., and Champ, S. 2014. Global destruction networks, labor and waste. *Journal of Economic Geography* 14: 421-441.
- Jewitt, S. 2011a. Poo gurus? Researching the threats and opportunities presented by human waste. *Applied Geography* 31: 761-769.
- Jewitt, S. 2011b. Geographies of shit: Spatial and temporal variations in attitudes towards human waste. *Progress in Human Geography* 35: 608-626.
- McClintock, N. 2010. Why farm the city? Theorizing urban agriculture through a lens of metabolic rift. *Cambridge Journal of Regions, Economy and Society* 3: 191-207.
- Moore, S. 2012. Garbage matters: Concepts in new geographies of waste. *Progress in Human Geography* 36: 780-799.
- Rockefeller, A. 1998. Civilization and Sludge: Notes on the History of the Management of Human Excreta. *Capitalism, Nature, Socialism* 9(3): 3-18.
- Swynedouw, E. 2006. Metabolic urbanization: the making of cyborg cities. In *In the Nature of Cities. Urban Political Ecology and the Politics of Urban Metabolism*, eds. N. Heynen, M. Kaika and E. Swynedouw, 21-40. New York: Routledge.